

別紙様式 10

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年1月28日)

開催日及び場所		令和7年12月16日（火曜日） 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第7会議室
委員		宮崎 貴美子（税理士） 榎 崇文（弁護士） 前田 克（ジャーナリスト）
審議対象期間		令和7年7月1日～令和7年9月30日
審議対象案件		140件 うち、1者応札案件16件 契約の相手方が公益法人等の案件3件
抽出案件		8件 うち、1者応札案件2件 (抽出率5.7%) (抽出率12.5%) 契約の相手方が公益法人等の案件1件 (抽出率3.3%)
抽出案件内訳	工事	一般競争 2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	指名競争	公募型指名競争 0件
	指名競争	工事希望型競争 0件
	指名競争	その他の指名競争 1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	随意契約	随意契約 1件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件
業務	一般競争	一般競争 1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	指名競争	公募型競争 0件
	指名競争	簡易公募型競争 0件
	指名競争	その他の指名競争 0件
	随意契約	公募型プロポーザル 0件
	随意契約	簡易公募型プロポーザル 1件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件
	随意契約	標準型プロポーザル 0件
物品・役務等	一般競争	0件
	指名競争	0件
	随意契約（企画競争・公募）	随意契約（企画競争・公募） 2件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件1件
	随意契約（その他）	随意契約（その他） 0件
(特記事項)		

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p><b>1.</b> 令和7年度第2四半期入札方式別発注状況について 意見・質問なし。</p>	
	<p><b>2.</b> 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について (1) 抽出工事</p> <p>① 令和7年度防災情報ネットワーク事業 北部九州地域（上場地区）情報処理設備他整備工事</p> <p>防災情報ネットワーク事業は、どのような所で実施されているのか。</p> <p>今回の案件は1者応札だったが、ほかの案件でも同じような入札状況なのか。</p> <p>契約後に、メンテナンスのための保守契約は、並行して行われるのか。</p> <p>今回落札した業者と同様な技術力を有する者は、ほかにいるのか。</p>	<p>九州管内では、ダムなどの国営施設で実施している。</p> <p>ほかにも1者応札となったものはある。理由として、既設システムを施工した者以外は、更新で施設を扱うことに積極的になれないと推測している。</p> <p>工事契約にはメンテナンスまで含まれていない。不具合が発生した際は施設管理者に対応してもらっている。</p> <p>同種・同規模工事の施工実績者を調べたところ、32者であった。</p>
	<p>② 令和6年度直轄災害復旧事業不知火幹線水路復旧仮設工事（第1回変更）</p> <p>地元からの苦情対応は、結構あることなのか。</p> <p>工事用道路を変更追加することはよくあることか。</p>	<p>工事前には地元説明会を開催し、工事内容について地元へ周知しているが、工事開始後には重機による振動・騒音に関する苦情に対応することがある。</p> <p>今回は地元対応として変更追加しているが、水路復旧の本体工事の工事用道路にも使用できるように計画した。</p>
	<p>③ 令和6年度川南原国営施設応急対策事業竹浜幹線用水路補修工事</p> <p>見積執行調書について。</p>	<p>添付している調書は、不落時の入札執行調書ではなく、随意契約（不落隨</p>

	<p>この工事は、特別な技術を要するなどの理由により、対応できる業者が少ないとことなのか。</p> <p>本工事の不調不落対策のために入札参加要件の緩和したその内容如何。</p> <p>今回抽出した案件では応札者が 9 者の工事もあるが、その違いは何か。</p>	<p>契)による見積執行調書である。</p> <p>発注にあたり、同種工事の施工実績を有する者が 30 者あることを確認している。不調不落対策のため、入札参加要件も可能な限り緩和したが、参加者は 2 者であった。</p> <p>以前から入札参加者が少ないと指摘があったことから、公募条件を宮崎県内に限定せず九州管内とし、さらに参加資格要件である工事の対象等級を広げた上で、4月から公告を開始した。今回の工事は特殊な技術力を要するものではなく、各企業が工事内容を確認した結果、興味のあった参加者は 2 者であったと考えている。</p> <p>各者による施工場所や施工時期・契約状況などの検討により応札者数が増減することが考えられる。</p>
	<p>④ 令和 6 年度宇城農地整備事業南豊崎工区区画整理（その 16）工事</p> <p>入札執行調書に記載されている「無効」とは。</p> <p>今回、業者による入札金額に幅があるが、違う要因は何か。</p> <p>入札執行調書の施工体制確認型総合評価落札方式「簡易 II 型（企業実施重視型）」とは、どのような入札方式なのか教えてほしい。</p>	<p>予定価格に対して調査基準価格以下で入札があった場合、施工体制に不備があるなどといった懸念があるため、低入札に係るヒアリングを実施することになる。しかし、今回は入札者から辞退の申出があったため、「無効」の取扱いとなった。なお、ヒアリングの結果問題なければ、低入札の業者との契約は可能である。</p> <p>応札者の工事費内訳書を確認したところ、工事価格には工事原価と一般管理費等の 2 つあり、一般管理費等が企業の経営を維持するための必要な経費となっており、この経費の下げ幅によって、今回の結果となったものと考える。</p> <p>簡易 II 型の企業実施重視型は、競争参加資格の申請時点では企業評価のみを評価するもの。企業実施重視型は同種工事の施工実績を有していれば評価点 30 点が付与されることとなっている。それ以外の評価項目としては「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る</p>

	<p>どのようなときに企業実施重視型とするのか。</p>	<p>認定の取得状況」と「賃上げ実施を表明した企業等」の2項目をそれぞれ評価した点数が付与される。</p> <p>入札不調・不落が懸念される工事や、事業所が発足するときなど地域の建設業者が新規参入し易い型式で実施している。</p>
	<p>(2) 抽出業務</p> <p>① 令和7年度駅館川農地整備事業板場3工区他区画整理検討業務</p> <p>駅館川農地整備事業については、入札参加者が比較的少ない印象があり、工事応札では地元の業者が少なかったことが影響していたと認識しているが、今回は地元の業者か。</p> <p>総合評価落札方式の実施方針重視型とはどのようなものか。</p> <p>業務の内容によって入札方式を決定するという理解で良いか。</p>	<p>今回の契約者は久留米市に本社を置く企業である。駅館川地区の業務にこれまで携わってきた経験があり、現場に精通し関係機関との調整においても状況を把握していることから、結果として参加したものと推測される。</p> <p>総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する。実施方針重視型は価格点と技術点が1：1の比率であり、技術提案は求めず実施方針のみで評価するものである。</p> <p>業務の内容によって入札方式を決定している。総合評価落札方式の中には、実施方針重視型のほかに標準型がある。標準型は、当該業務の実施方針に加えて評価テーマに関する技術提案を求め、価格と併せて総合評価を行うもので、業務の内容、難易度等を考慮して発注方式を選定している。</p>
	<p>② 令和7年度九州農政局管内国営事業総合技術支援業務</p> <p>受注者である一般財団法人日本水土総合研究所について、職員数が約33名と多くはない印象だが、実際にはその職員の方々が本業務を担当されるのか。また、賛助会員などを行なう場合もあるのか。</p> <p>一般財団法人という公的的性格を併せ持った組織が今回受注しているが、民間企業でも今回の業務は受注可能なのか。</p>	<p>本業務は研究所の職員が担当している。</p> <p>類似業務の実績がある者は6者あり、次回以降は民間業者が参入してくる可能性はある。今回の入札に参加したのは一般財団法人1者のみであった。</p>

	<p>技術支援に係る業務については、民間の企業が受注したことはあるのか。</p>	<p>技術支援に係る業務の発注は、九州農政局では今回が2回目であり、前回も同一の業者と契約している。</p>
	<p>(3) 抽出物品・役務等</p> <p>① 令和6年度八代平野農業水利事業遙拝頭首工安全性評価委員会運営委託事業</p> <p>国・県・市で第三者による有識者会議が行われていると思うが、今回のように外部機関に委員選定まで含めて依頼する方式が一般的なのかな。</p> <p>一般財団法人と契約しているが、この法人にしかできないというわけではないのか。</p>	<p>他機関の状況はわからないが、国においては公平性確保の観点から、委員の選定を含めて発注する場合が多い。</p> <p>本件は、特定の法人に限定したものではなく、発注に際して特別な条件を設定したわけでもない。しかし、企画提案書の提出者が今回は1者のみであった。</p>
	<p>②令和7年度「九州における農林水産物・食品等の効率的な輸出物流の構築に向けた事業者等の意向把握及び最適な輸送ルート・混載方法等についての検討事業」委託事業</p> <p>説明資料に予算限度額の記載があるが、この金額が上限であるとして、実際の契約金額はどのように決定されるのか。</p> <p>予算限度額は公表していないのか。</p> <p>予算限度額を示すのは、予定価格を示すのと同じようなことか。</p>	<p>予算限度額を示した上で提案者から企画提案を募り、企画提案を審査して受託者を特定することとなる。限度額の範囲内において、特定した提案者へ見積依頼を行い契約締結する。予定価格は企画提案に係る経費として、提案者から徴取した見積書を参考に内容の審査を行い作成している。</p> <p>予算限度額を示した内容で公募を行っている。</p> <p>予算限度額は予定価格を示すものではなく、あくまでも契約に際しての上限額である。本件は企画競争方式で実施することから、提示した限度額の範囲内で最適な提案をした者と契約を締結することとなる。</p>
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	

	4. 指名停止について  意見・質問なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。